

第6回『北海道外アイヌの生活実態調査部会』議事概要

日時：平成22年12月3日（金）14：30～16：30

場所：永田町合同庁舎 第三会議室

出席者：委員：常本部長、佐藤委員、本田委員、丸子委員（阿部委員、佐々木委員はご欠席）

事務局：青木審議官、内閣参事官ほか

傍聴：法務省、外務省、財務省、文科省、文化庁、厚労省、農水省、経産省、国交省

議事：

1 調査の進捗状況等について

(1) 主な意見

- 今までの差別の経験等から、北海道外で暮らすアイヌの方々の思いには厳しいものがある（今までの差別等への内的な思いからアイヌであることを隠して生活している方が多い）。
- 今回の調査対象者の把握については、少々の反省点はあるものの、手法がよくなかったということではなく、初めてのことであり、概ね手を尽くした結果といえるのではないかと。
- 社会調査の専門家によれば、例えば日系アメリカ人の場合、1～3世までは日本文化への思いやこだわりがあるが4世からそれが低くなるとのこと。今回の調査においてもそのような状況がある可能性もある。
- 新聞による全国広報は、12月4日に行うとのことだが、もっと早く行うべきであった。
- 社会調査の専門家のご意見、北海道内のアイヌの人口、東京都の調査における都内のアイヌ人口の推計などを勘案すると、推論を重ねたものではあるものの、今回の調査対象者数は概ね有意な数と言えるのではないかと。回収率が今後の課題。
- 今回の調査で、アイヌの方々が北海道外で生活するという点には、予想以上に深く重い事情や背景があるということが分かったということも重要な成果と言える。
- この調査にご協力いただけなかった事情がまさに北海道内と北海道外の違いであり、政策展開にあたって、今回の調査対象者の把握が難しかった理由について整理しておくことが必要。

(2) 合意事項

年度内に取りまとめるというスケジュールを考えると残された時間は少ないため、予定どおり調査票の配布・回収を実施する。

2 政策の対象者を認定する場合に必要な手続き等についてのヒアリング

(1) 北海道庁からのヒアリング

① ヒアリング概要

- ・施策の対象者かどうかの確認方法としては、道内のアイヌの方々の団体であり、地域のアイヌの方々に精通している北海道アイヌ協会の支部長又は居住している市町村長の推薦書を申請書に添付することとしているところ。
- ・市町村長の推薦書は、北海道アイヌ協会の支部がない市町村に居住するアイヌからの申請も考えられるために設けられたもの。支部があっても協会に所属していないアイヌが申請する場合にも市町村長の推薦書を添付することが考えられる。
- ・市町村長の推薦書を添付しての申請は全体の5%程度。市町村が推薦書を出す際には、以下のいずれかの方法により確認を行っているようである。
 - ・ほとんどの場合は北海道アイヌ協会の本部・支部に確認
 - ・アイヌ名の直系血族がいることを示す戸籍を申請者が自ら取得
 - ・当該市町村内に居住する北海道アイヌ協会会員の縁故から確認

- ・申請者の家族で過去に就学支援措置を利用したことがある者から確認
- ・今後、国において、実態調査後の様々な施策の検討が進められる際には、道庁としても、可能な範囲で協力していきたいと考えているところ。

② 質疑応答等

- 北海道庁が生活向上施策を開始した昭和36年から昭和48年までは、北海道アイヌ協会の事務局は道庁内にあったが、今ほどしっかりしたネットワークもない状況で施策の対象者をどのように確認したのかがわかると参考になるのではないか。
- 昭和17年までは、和人とアイヌを分離した統計があったのであり、その基となるデータを戸籍又はそれとは別の台帳で管理していたものと考えられるが、そのような資料が本当に存在するかどうか知りたい。
- 北海道内においては、いわゆるコミュニティ認定が可能であるが北海道外ではできないという問題があり、一層問題を困難にしている。

(2) 白老町からのヒアリング

① ヒアリング概要

- ・施策の対象者かどうかの確認について、北海道アイヌ協会白老支部会員の方は支部長の推薦書を添付、支部会員ではない方については、戸籍等による書面での確認を実施。
- ・戸籍謄本、除籍謄本の申請には直系であることを示す戸籍謄本の添付する必要があり、また、直系親族の本籍のあった市町村が複数にまたがっている場合には、それぞれの市町村に申請しなければならず、申請者にとって負担となる。
- ・交付手数料の負担も大きい(減免措置は今のところ考えてはいない)。
- ・除籍簿の保存状況については、戸籍法施行規則に規定されている保存年限以前のものについては、市町村によって差がある。白老町はかなり前のものから保存している。
- ・直系親族の戸籍をさかのぼり、アイヌ名と思われる名前が記載された戸籍がある場合には、アイヌの血を引いている方と判断しているが、どのような表示がアイヌ名なのかという問題もある。アイヌの方々が居住していた地域か否かも併せて判断した事例あり。
- ・戸籍を公用で取得するのは生活保護や税金関係など根拠法令がある場合に限られる。アイヌ施策において戸籍を公用で取得することを考える場合には、そのような根拠法令の整備が必要と考えられる。

② 質疑応答等

- アイヌ名というが、カタカナで記載されていても日本語名に見えアイヌ名に見えないために見過ごされてしまうことが考えられるのではないか。
- そもそもなぜ戸籍によってアイヌであることを証明しなければならないのか。
- 根室など道東では、ロシアへの対抗の必要から、早くから和人名を付されたアイヌの方々も存在するが、アイヌ名の戸籍が150年間保存されているのであれば、かなりの部分をカバーできると思われる。これは有力な証拠である。
- 「旧土人」という用語が差別用語ではないかという昭和61年の国会質疑の際、札幌法務局から北海道庁に対し、戸籍に存在する「土人」という表記を削除しても問題ないかどうかという照会がなされ、北海道庁から問題ない旨回答したという経緯があるはずである。
- 戸籍申請手数料について免除措置は検討しないのか。
- 戸籍に関する歴史を紐解くと、明治の初期には、いわゆる壬申戸籍が編成されたが、その中には身分表記欄があり、「土人」という記載があったと聞く。自らの直系親族の壬申戸籍の開示請求を行った事案に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申によれば、壬申戸籍は各

法務局、地方法務局、各市町村において封印保管するということが行政の取扱い。物理的に廃棄しないのは、歴史的・学術的資料として利用するかもしれない社会的要請もあると考えられるため法的廃棄としたものと言われている。

(3) 札幌市からのヒアリング概要

- ・施策の申請にあたっては、北海道アイヌ協会札幌支部の会員か否かに関わらず、まず生活相談員に相談し、最終的に北海道アイヌ協会札幌支部長の推薦書を申請に添付。
- ・戸籍法施行規則の保存年限に従い、札幌市では概ね大正9年～11年以前の除籍簿が廃棄決定されているとのことであった（法的廃棄かもしれないが）。
- ・住宅新築等資金の借受者が死亡した場合には相続人を調べる必要があることから戸籍を利用しているが、その際の経験からも、戸籍の保管年数は市町村によってバラツキがあるようであり、また、片仮名でもアイヌ名かどうかわからないものもあり、逆に漢字名でもアイヌの方もいらっしゃるようである。
- ・施策の全国化にあたって戸籍を利用する場合には解決しなければならない課題がある。

(4) 本田委員からのヒアリング概要

- ・アイヌ子弟であるとの確認を行うにあたっては、戸籍又は北海道アイヌ協会等の団体の推薦書を提出することとなっているが、戸籍で追えない者、団体に所属していない者もいるはずであり、アイヌ子弟であるのに奨学金を受けられない者が出てくるのではないかと考えられた。
- ・しかし、入学後はアイヌ文化について真剣に勉強することが義務となっており、推薦を要すると規定している団体の何れにも所属していない者が入学後勉強する可能性は低いかもしれず、本奨学金の目的を達するためにはこの要件でよいのではないかと考えたところ。
- ・実績としては、昨年は出願者8名中6名が北海道アイヌ協会の推薦書を添付し、他2名は戸籍を添付している。今年は7名中6名が北海道アイヌ協会の推薦書、もう1名は「その他のアイヌ文化伝承保存団体」の推薦書を添付。

(5) さらに把握すべき事項等の整理

- ①この問題については、北海道内においては北海道アイヌ協会が深く関わっており、また、当事者であるアイヌの考えを聞くことは当然と考えられるので、北海道アイヌ協会の意見を聞くことが必要ではないか。
- ②国内ばかりではなく、海外の先進事例についても知識を得ておくことが必要と考える。
- ③壬申戸籍を含む明治の戸籍については、戸籍を利用する場合には突き当たらない問題があるので、どこまで利用可能なのか、どういう問題があるのか、現状はどのようになっているのか等について、関係機関への必要な情報収集・整理などが必要。
- ④昭和17年までアイヌにターゲットを絞った人口統計・戸口調査を実施していたのであれば、その基となったデータが存在した可能性が高く、戸籍を補完する非常に有力な資料となるので、このようなデータの有無等についても調査が必要。

(今後の対応)

- ・①及び②については、次回部会で引き続きヒアリングを実施し知識の蓄積を行う。
- ・③については事務局、④については北海道庁及び事務局において調査し作業部会に報告。

3 その他

- ・第7回の日程は別途調整（詳細等は後日、事務局から調整）